

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8 月 8 日

【会社名】 A p p B a n k 株式会社

【英訳名】 A p p B a n k I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 充三

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿一丁目19番10号

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 管理部長 渡邊 泰弘

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿一丁目19番10号

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 管理部長 渡邊 泰弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき2025年7月3日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「本株式交換に係る割当ての内容」「その他の本株式交換契約の内容」「株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」が2025年8月4日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換に係る割当ての内容

(訂正前)

株式交換比率は、デューデリジェンスの結果や第三者算定機関による算定の結果等を踏まえて、本株式交換のそれぞれの当事会社間で協議の上、本株式交換契約書にて決定する予定です。

(訂正後)

PWAN社

|                  | AppBank株式会社<br>(株式交換完全親会社) | PWAN株式会社<br>(株式交換完全子会社) |
|------------------|----------------------------|-------------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1                          | 0.1                     |

( 1 ) 当該株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：1,000,000株

( 2 ) PWAN社の株式1株に対して、当社の株式10株を割当て交付いたします。

( 3 ) 本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)及び当社普通株式1株に満たない端数を保有することとなるPWAN社株主は生じない見込みです。そのため、単元未満株式の取扱い(単元未満株式の買取制度)及び1株に満たない端数の処理に関する記載を省略しております。

musica lab社

|                  | AppBank株式会社<br>(株式交換完全親会社) | musica lab株式会社<br>(株式交換完全子会社) |
|------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1                          | 0.0003                        |

( 1 ) 当該株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：1,953,000株

( 2 ) musica lab社の株式1株に対して、当社の株式3,255株を割当て交付いたします。

( 3 ) 本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)及び当社普通株式1株に満たない端数を保有することとなるmusica lab社株主は生じない見込みです。そのため、単元未満株式の取扱い(単元未満株式の買取制度)及び1株に満たない端数の処理に関する記載を省略しております。

その他の本株式交換契約の内容

(訂正前)

現時点では未定であり、今後両社協議の上、決定いたします。

(訂正後)

当社は株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の全株式を株式交換のスキームにより取得し、子会社化することを目的として、本日付で両社との間でそれぞれ株式交換契約書の締結をいたしました。締結した株式交換契約書

の内容は以下のとおりです。

( 株式会社PWANとの株式交換契約書 )

株式交換契約書 ( 写 )

AppBank株式会社 ( 以下「甲」という。 ) 及び株式会社PWAN ( 以下「乙」という。 ) は、2025年8月4日 ( 以下「本締結日」という。 ) 付で、以下のとおり株式交換契約 ( 以下「本契約」という。 ) を締結する。

第1条 ( 株式交換の方法 )

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 ( 以下「本株式交換」という。 ) を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 ( 商号及び住所 )

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 ( 株式交換完全親会社 )

商号：AppBank株式会社

住所：東京都新宿区新宿一丁目19番10号301

(2) 乙 ( 株式交換完全子会社 )

商号：株式会社PWAN

住所：福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目17番15号

第3条 ( 効力発生日 )

本株式交換が効力を生ずる日 ( 以下「本効力発生日」という。 ) は、2025年9月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条 ( 本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項 )

1. 甲は、本株式交換に際して、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主 ( 以下「本割当対象株主」という。 ) に対して、その所有する乙の株式数の合計数に10を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式10株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条 ( 資本金及び準備金の額に関する事項 )

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める金額とする。

第6条 ( 株主総会における承認 )

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第8条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に従い、甲又は乙の株主総会の決議による承諾が得られなかった場合には、その効力を失う。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める

2025年8月4日

甲：東京都新宿区新宿一丁目19番10号301

AppBank株式会社

代表取締役社長 白石 充三

乙：福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目17番15号

株式会社PWAN

代表取締役 三好 正洋

（musica lab株式会社との株式交換契約書）

株式交換契約書（写）

AppBank株式会社（以下「甲」という。）及びmusica lab株式会社（以下「乙」という。）は、2025年8月4日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：AppBank株式会社

住所：東京都新宿区新宿一丁目19番10号301

### (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：musica lab株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目3番45号マルイト西梅田ビル3F

## 第3条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年9月1日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

## 第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の株式数の合計数に3,255を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式3,255株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

## 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める金額とする。

## 第6条（株主総会における承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

## 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

## 第8条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に従い、甲又は乙の株主総会の決議による承諾が得られなかった場合には、その効力を失う。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める

2025年8月4日

甲：東京都新宿区新宿一丁目19番10号301

AppBank株式会社

代表取締役社長 白石 充三

乙：大阪府大阪市北区梅田三丁目3番45号マルイト西梅田ビル3F

musica lab株式会社

代表取締役 萩原 一禎

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

（訂正前）

現時点では確定しておりません。

（訂正後）

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社、PWAN社及びmusica lab社から独立した第三者算定機関である、株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス社」といいます。)に、PWAN社及びmusica lab社の株式価値の算定を依頼することとし、2025年8月1日付で、「PWAN社株価算定書」及び「musica lab社株価算定書」(以下、総称して「本算定書」といいます。)を取得いたしました。

当社は、ブルータス社から提出を受けた本算定書に記載の株式価値を参考に、各社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、PWAN社及びmusica lab社との間で真摯に協議と検討を重ねてまいりました。本株式交換比率は、当社及びブルータス社の本算定書に基づいた株式交換比率レンジ内であり、各社の株主の皆様にとって妥当であり、その利益を損ねるものではないとの判断に至りましたので、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、各社間の協議により変更する可能性があります。